

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-023-08
提出年月日	2021年11月5日

工事計画に係る説明資料

(設計基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可
及び建設時工事計画認可からの変更点)

2021年11月

中国電力株式会社

目 次

1. 概要	1
2. 設置変更許可からの変更点	1
3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点	8

添 付 資 料

添付資料1 設置変更許可時からの変更点

1. 概要

本資料は、VI-2-1-4「耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」のうち、「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設」について、設置変更許可段階からの変更点を整理するとともに、建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点を整理したものである。

2. 設置変更許可からの変更点

「島根原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正について」（令和3年9月15日許可）からの変更点及び変更理由について、表1のとおり整理した。（変更箇所の詳細は添付資料1参照）

表1 設置変更許可審査からの変更点（1/6）

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
①	1号炉	1号機	工事計画認可申請名称への変更	12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21
②	その他	2号機南側切取斜面	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	12, 17
③	その他	2号機西側切取斜面	同上	12, 17
④	原子炉浄化系補助熱交換器	その他* ¹⁰	「その他* ¹⁰ 」に集約し記載	13, 14, 15, 16, 18, 21
⑤	グラウンド蒸気排ガスフィルタ	その他* ¹⁰	同上	13, 14, 15, 16, 18, 21
⑥	—	復水貯蔵タンク遮蔽壁	設計進捗に伴う変更 (上位クラス施設であるB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽の設計進捗に伴う追加)	13, 14, 15, 16, 18, 21
⑦	その他	その他* ¹⁰	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴い「その他* ¹⁰ 」に具体的に記載)	13, 14, 15, 16, 18, 21

表1 設置変更許可審査からの変更点(2/6)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑧	サプレッション・チェンバ	サプレッションチェンバ	工事計画認可申請名称への変更	15, 16, 18
⑨	—	格納容器空気置換排風機	記載の適正化 (上位クラス施設である原子炉棟空調換気系入口隔離弁は「原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁」に該当するためクラス別施設(vii)から(vi)へ移動)	17
⑩	サプレッション・プール	サプレッションプール	工事計画認可申請名称への変更	18
⑪	非常用ガス処理系(排気管含む)	非常用ガス処理系(非常用ガス処理系用排気筒含む)	同上	18
⑫	格納容器空気置換排風機	—	記載の適正化 (上位クラス施設である原子炉棟空調換気系入口隔離弁は「原子炉格納容器バウンダリに属する配管・弁」に該当するためクラス別施設(vii)から(vi)へ移動。⑨関連)	18
⑬	—	復水輸送系配管	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	18
⑭	—	復水系配管	同上	18
⑮	—	高光度航空障害灯管制器	同上	18

表1 設置変更許可審査からの変更点 (3/6)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑯	タービン補機冷却系熱交換器	その他* ¹¹	「その他* ¹¹ 」に集約し記載	19
⑰	—	循環水系配管	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	19
⑱	その他	その他* ¹¹	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴い、「その他* ¹¹ 」に具体的に記載)	19
⑲	—	防波壁(西端部)周辺斜面	記載の拡充 (波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載)	21
⑳	—	3号機放水路	同上	21
㉑	B	B* ¹³	記載の適正化 (直接支持構造物についても逃がし安全弁排気管と同一の設計方針を適用することを明確化)	22
㉒	S d	S s	記載の適正化 (逃がし安全弁排気管はS s 機能維持する方針であるため、その間接支持構造物についても検討用地震動を「S s」とすることを明確化)	22

表1 設置変更許可審査からの変更点（4/6）

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
㉓	—	復水貯蔵タンク基礎	記載の拡充 (復水貯蔵タンクの間接支持構造物として明確化)	23
㉔	—	補助復水貯蔵タンク基礎	記載の拡充 (補助復水貯蔵タンクの間接支持構造物として明確化)	23
㉕	—	当該設備を支持する構造物	記載の適正化 (建物以外の支持構造物の考慮について明確化)	26
㉖	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽	工事計画認可申請名称への変更	27
㉗	(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。	*9: 竜巻防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備、燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備及び建物開口部竜巻防護対策設備をいう。なお、建物開口部竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき竜巻防護対策設備を具体的に記載)	27

表1 設置変更許可審査からの変更点 (5/6)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑳	—	*10: 燃料プール冷却ポンプ室冷却機, 原子炉浄化系補助熱交換器, タービン補機海水系配管, 給水系配管, タービンヒータドレン系配管, タービン補機冷却系熱交換器, グランド蒸気排ガスフィルタ, 消火系配管, 2号機南側切取斜面及び2号機西側切取斜面が含まれる。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設を「その他*10」に具体的に記載)	27
㉑	—	*11: タービン補機海水系配管, 給水系配管, タービンヒータドレン系配管, 消火系配管, タービン補機冷却系熱交換器, タービン補機海水ストレーナ, 2号機南側切取斜面, 2号機西側切取斜面, 2号機放水路, 3号機放水路, 1号機取水管, 施設護岸, 防波壁(東端部)周辺斜面及び防波壁(西端部)周辺斜面が含まれる。	記載の拡充 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設を「その他*11」に具体的に記載)	27

表1 設置変更許可審査からの変更点 (6/6)

	変更前 (令和3年9月15日設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応 ページ
⑩	<p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対し破損しないことを確認する。</p>	<p>*13：地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p>	<p>記載の適正化 (逃がし安全弁排気管について、サプレッションチェンバ内はSクラスとして設計することを明確化)</p>	27

3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点

建設時工事計画認可からの耐震重要度分類が変更となった設備は、大別して以下の 3 ケースのものがある。

- ① 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の新規追加（Sクラス）
- ② 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ（C→Sクラス）
- ③ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更（A→Sクラス）

それぞれの対象設備を表 2-1 に示す。また、耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更になった設備を表 2-2 に示す。

なお、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴い、建設時工認において A s クラス又は A クラスとしていた設備は、今回工認においては S クラスに整理される。耐震重要度分類が A クラスだった設備は、建設時工認においては基準地震動 S₁ による評価を実施していたが、今回工認においては、S クラスに分類されることから基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による評価を実施する。

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (1/2)

	設備名称	備考
<p>① 津波防護施設, 浸水防止設備及び 津波監視設備の新 規追加 (Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防波壁 ・防波壁通路防波扉 ・1号機流路縮小工 ・屋外排水路逆止弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・隔離弁 ・ポンプ ・配管 ・貫通部止水処置 ・取水槽水位計 ・津波監視カメラ ・タービン補機海水系隔離システム 	
<p>② 非常用ディーゼ ル発電機等の燃料 を貯蔵する設備の 格上げ (C→Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 デ ィーゼル燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 デ ィーゼル燃料貯蔵タンク ・関連配管・弁 	

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (2/2)

	設備名称	備考
<p>③ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更 (A→Sクラス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器内部構造物 ・逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ・関連配管・弁（主蒸気系） ・関連配管・弁（残留熱除去系のうち、低圧炉心注水モード運転、格納容器冷却モード運転及び格納容器スプレイモード運転に必要な設備） ・低圧炉心スプレイポンプ ・低圧炉心スプレイ系ストレーナ ・関連配管・弁（低圧炉心スプレイ系） ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・関連配管・弁（ほう酸水注入系） ・中性子源領域計装 ・中間領域計装 ・出力領域計装 ・中央制御室遮蔽（1，2号機共用） ・中央制御室送風機 ・中央制御室非常用再循環送風機 ・中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ ・原子炉建物原子炉棟（二次格納施設） ・真空破壊装置 ・ダウンカマ ・ベントヘッダ ・ドライウェルススプレイ管 ・サプレッションチェンバススプレイ管 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系前置ガス処理装置フィルタ ・非常用ガス処理系後置ガス処理装置フィルタ ・排気筒（非常用ガス処理系用） ・関連配管・弁（非常用ガス処理系） ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置再結合器 ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器 ・関連配管・弁（可燃性ガス濃度制御系） 	

表 2-2 検討用地震動が変更となった設備

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動の変更 (S ₁ →S _s)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物天井クレーン 	耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地震動が変更となった設備として抽出

設置変更許可時からの変更点

設置変更許可					今回工事計画認可						
耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
Sクラス (注7)	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	S	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S	隔離弁を閉とするに必要な電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカート ・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ベアスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室天井照 明 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物① ・1号機廃棄物処理 建物① ・その他②、③
		S		S		S		S		S	
Sクラス	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	S	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S	隔離弁を閉とするに必要な電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカート ・機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ベアスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室天井照 明 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物① ・1号機廃棄物処理 建物① ・2号機側面切取材 面② ・2号機側面切取材 面③
		S		S		S		S		S	

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

新築重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{#5} (注5)
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	
Sクラス (注7)	(ii)使用済燃料 を貯蔵するた めの施設	・燃料プール ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	・燃料プール水補 給設備 (残留熱 除去系 (燃料プ ール水の補給に 必要な設備)) ・非常用電源及び 一ゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む)	S	・機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物	適用範囲	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	適用範囲	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ー ・チャンネリング脱装 置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・チャンネル取扱ブ ーム ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ^④ ・グランド蒸気排ガ スフィルタ ^⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・電塞防護対策設備 (注9) ・その他 ^⑦
		適用範囲	S	・機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物	S	・原子炉建物 ・前炉室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 ^{#8} ・取水槽	検討用 地震動 (注6)	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ー ・チャンネリング脱装 置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・チャンネル取扱ブ ーム ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ^④ ・グランド蒸気排ガ スフィルタ ^⑤ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・電塞防護対策設備 (注9) ・その他 ^⑦		

今回工事計画認可

新築重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}		波及的影響を 考慮すべき施設 ^{#5}
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)	
Sクラス ^{#7}	(ii)使用済燃料 を貯蔵するた めの施設	・燃料プール ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	・燃料プール水補 給設備 (残留熱 除去系 (燃料プ ール水の補給に 必要な設備)) ・非常用電源及び 計装設備 (ダイ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む)	S	・機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物	適用範囲	・原子炉建物 ・前炉室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 ^{#8} ・取水槽	適用範囲	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ー ・チャンネリング脱装 置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・チャンネル取扱ブ ーム ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・電塞防護対策設 備 ^{#9} ・復水貯蔵タンク蓋 取除 ^⑥ ・その他 ^{#10} ④、⑤、⑦
		適用範囲	S	・燃料プール水補 給設備 (残留熱 除去系 (燃料プ ール水の補給に 必要な設備)) ・非常用電源及び 計装設備 (ダイ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む)	S	・原子炉建物 ・前炉室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 ^{#8} ・取水槽	検討用 地震動 (注6)	・原子炉建物天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ー ・チャンネリング脱装 置 ・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・チャンネル取扱ブ ーム ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ^① ・1号炉原子炉建物 ^① ・1号炉タービン建 物 ^① ・1号炉廃棄物処理 建物 ^① ・電塞防護対策設 備 ^{#9} ・復水貯蔵タンク蓋 取除 ^⑥ ・その他 ^{#10} ④、⑤、⑦		

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス (注7)	(iii) 原子炉の緊急停止のため、負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能)に関する部分)	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼルの発電機及びその冷却系、補助設備を含む。)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物(注8)	Ss	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器④ ・グラウンド系放射ガ スファイタ⑤ ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・廃棄防護構築設備 (注9)	Ss	検査用 地震動 (注6)
		・ほう蔽水注入系	S	・チャンネル・ボ ックス	S	・取水槽	Ss	・その他⑦	Ss			

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス ^{*7}	(iii) 原子炉の緊急停止のため、負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能)に関する部分)	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼルの発電機及びその冷却系、補助設備を含む。)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ^{*8}	Ss	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・電巻防護構築設備 ^{*9} ・復水貯蔵タンク選 取機⑥ ・その他 ^{*10}	Ss	検査用 地震動 (注6)
		・ほう蔽水注入系	S	・チャンネル・ボ ックス	S	・取水槽	Ss	・その他⑦	Ss			

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地震動 (注6)	検討用地震動 (注6)	
Sクラス (注7)	(iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	原子炉隔離時冷却系	S	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイス系、残留熱除去系)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8)	S	耐火降壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉弁系補助熱交換器④ ・グランド線気持ガ スファイラ⑤ ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建 物① ・1号炉廃棄物処理 建物① ・電巻防護対策設備 (注9) ・その他⑦	S	耐火降壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物① ・1号機タービン建 物① ・1号機廃棄物処理 建物① ・電巻防護対策設備 ・復水防護タンク蓋 設置⑥ ・その他⑦
		残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード運転に必要な設備)	S	非常用電源及び許容設備 (ディーズル発電機及び一ゼル発電機を含む) 補助設備を含む ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S		S		S		S	

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を考慮すべき施設*5		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地震動	検討用地震動	
Sクラス *7	(iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	原子炉隔離時冷却系	S	当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイス系、残留熱除去系)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物*8 ・取水槽	S	耐火降壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物① ・1号機タービン建 物① ・1号機廃棄物処理 建物① ・電巻防護対策設備 ・復水防護タンク蓋 設置⑥ ・その他⑦	S	耐火降壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽カントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物① ・1号機タービン建 物① ・1号機廃棄物処理 建物① ・電巻防護対策設備 ・復水防護タンク蓋 設置⑥ ・その他⑦
		残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード運転に必要な設備)	S	非常用電源及び許容設備 (ディーズル発電機及び一ゼル発電機を含む) 補助設備を含む ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S		S		S		S	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動 (注6)	適用範囲	検討用地震動 (注6)
Sクラス (注7)	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッシャ⑧ ・チェンバ⑧ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系補機冷却系) 非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室及び中央制御室換気系 当該施設に必要な換気空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8) 取水槽 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 耐火壁 ・中央制御室天井照 	S s
		S	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系補機冷却系) 非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室及び中央制御室換気系 当該施設に必要な換気空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8) 取水槽 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助熱交換器④ ・グラウンド蒸気排ガ ・取水槽ガントリクレーン ・除じん機 ・1号炉原気筒① ・1号炉原子炉建物① ・1号炉タービン建物① ・1号炉廃棄物処理建物① 電線防護対策設備 (注9) ・その他⑦ 	S s		

今回工事計画認可

耐震重要度分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を考慮すべき施設*5		
		耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動	適用範囲	検討用地震動
Sクラス*7	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッシャ⑧ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系補機冷却系) 非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室及び中央制御室換気系 当該施設に必要な換気空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物*5 取水槽 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリクレーン ・除じん機 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物① ・1号機タービン建物① ・1号機廃棄物処理建物① 電線防護対策設備 ・循環汚染タンク⑥ ・その他④、⑤、⑦ 	S s
		S	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッシャ⑧ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系、高圧炉心スプレイ系補機冷却系) 非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室及び中央制御室換気系 当該施設に必要な換気空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物*5 取水槽 	S s	<ul style="list-style-type: none"> 耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリクレーン ・除じん機 ・1号機排気筒① ・1号機原子炉建物① ・1号機タービン建物① ・1号機廃棄物処理建物① 電線防護対策設備 ・循環汚染タンク⑥ ・その他④、⑤、⑦ 	S s

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)			
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス		
Sクラス (注7)	(v) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ破損事故の際に、圧力降下と放射線物質の放散を直接防ぐための施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器ハウジングに属する配管・弁	S	隔離弁を閉鎖するに必要な電気計装設備	S	機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	原子炉ウエルン ・ールドフラグ ・中央制御室天井照明	S s	原子炉ウエルン ・ールドフラグ ・中央制御室天井照明	S s	
										1号炉排気筒① 1号炉原子炉建物① 1号炉タービン建物① 1号炉廃棄物処理建物①	S s	1号炉排気筒① 1号炉原子炉建物① 1号炉タービン建物① 1号炉廃棄物処理建物①	S s
										建物① その他②、③	S s	建物① その他②、③	S s

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}			
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス		
Sクラス ^{*7}	(vi) 原子炉冷却材圧力バウンスダリ破損事故の際に、圧力降下と放射線物質の放散を直接防ぐための施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器ハウジングに属する配管・弁	S	隔離弁を閉鎖するに必要な電気計装設備	S	機器・配管・電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	原子炉ウエルン ・ールドフラグ ・中央制御室天井照明	S s	原子炉ウエルン ・ールドフラグ ・中央制御室天井照明	S s	
										格納容器空気置換排気筒⑨ 1号機排気筒① 1号機原子炉建物① 1号機タービン建物① 1号機廃棄物処理建物① 2号機側面切取斜面② 2号機側面切取斜面③	S s	格納容器空気置換排気筒⑨ 1号機排気筒① 1号機原子炉建物① 1号機タービン建物① 1号機廃棄物処理建物① 2号機側面切取斜面② 2号機側面切取斜面③	S s

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 : 補正時からの変更箇所

設置変更許可		今回工事計画認可										
耐震重要度 分類	クラス別施設 (注)津波防護機能 を有する施設 及び海水防止 機能を有する 設備 (つづき)	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5		
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
Sクラス*7		液体廃棄物処理 系(浸水防止機 能を有する部 分) ・ I号機 取水槽流 路縮小工①	S									

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表 1 の左端の番号に対応している
 : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Bクラス	(i)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで） 逃がし安全弁排気管 	B (注10)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管等の支持構造物 	B (注10) ②	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 タービン建物（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分） 	Sd Sd
	(ii)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く 	B	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管等の支持構造物 	B	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 当該設備を支持する構造物 	Sb Sb Sb Sb Sb

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス	(i)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで） 逃がし安全弁排気管 主蒸気系及び給水系 原子炉浄化系 放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く 	B ^{*12}	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管等の支持構造物 	B ^{*12}	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 タービン建物（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分） 	Sd Sd
	(ii)放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物廃棄施設 ただし、Cクラスに属するものは除く 	B ^{*13}	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管等の支持構造物 	B ^{*13} ②	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物 原子炉建物 タービン建物 放射性廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 当該設備を支持する構造物 	S ^{*6} ② Sb Sb Sb Sb Sb Sb

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(iii)放射性廃棄物 以外の放射性 物質に関連し た施設で、その 破壊により、公 衆及び従事者 に過大な放射 線被ばくを与 える可能性の ある施設	制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く) ・蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管 ・復水系 ・復水輸送系 ・復水貯蔵タンク ・補助復水貯蔵タン ク ・放射線低減効果の 大きい遮蔽 ・原子炉建物天井ク レーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック ・燃料プール冷却系	B	—	—	機器・配管等の 支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・当該設備を支持 する構造物	S _B S _B S _B S _B
	(iv)使用済燃料を 冷却するため の施設	燃料プール冷却系	B	原子炉補機冷却 系 ・電気計装設備	B	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・取水槽	S _B S _B S _B S _B

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*1	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(iii)放射性廃棄物 以外の放射性物 質に関連した施 設で、その破壊に より、公衆及び従 事者に過大な放 射線被ばくを与 える可能性のあ る施設	制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く) ・蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管 ・復水系 ・復水輸送系 ・復水貯蔵タンク ・補助復水貯蔵タン ク ・放射線低減効果の 大きい遮蔽 ・原子炉建物天井ク レーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック ・燃料プール冷却系	B	—	—	機器・配管等の 支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・廃棄物処理建物 ・復水貯蔵タンク 基礎 ²³ ・補助復水貯蔵タ ンク基礎 ²⁴ ・当該設備を支持 する構造物	S _B S _B S _B S _B S _B S _B
	(iv)使用済燃料を 冷却するための 施設	燃料プール冷却系	B	原子炉補機冷却 系 ・電気計装設備	B	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	B	原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・取水槽	S _B S _B S _B S _B S _B

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、そ の外部放散を 抑制するため の施設で、Sク ラスに属さな い施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6
Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表 1 の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注6)
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	原子炉再循環流量制御系 耐震駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物	S _c S _c S _c	
		試料採取系 ランドリ・ドレン系 シャワ・ドレン系の固廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む) 雑固廃棄物の取扱設備 新燃料貯蔵庫 その他	C C C C C C C	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c	

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 *6
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	原子炉再循環流量制御系 耐震駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物	S _c S _c S _c	
		試料採取系 ランドリ・ドレン系 シャワ・ドレン系の固廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む) 雑固廃棄物の取扱設備 新燃料貯蔵庫 その他	C C C C C C C	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建物 制御室建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 固体廃棄物貯蔵所 当該設備を支持する構造物	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c	

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可

今回工事計画認可

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Cクラス	(Ⅲ)放射線安全に 関係しない施設 等	循環水系 (Sクラスに 属さない部分) ・タービン補機冷却 系 (Sクラスに属 さない部分) ・所内ボイラ ・消火設備 ・開閉所、発電機、 変圧器 ・換気空調設備 (S クラスの換気空調 設備以外のもの) ・薬素ガス制御系 (S クラスに属さない 部分)	C	—	—	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持 する構造物	S C S C S C
		・補給水系 ・タービン建物天井 クレーン ・圧縮空気系 ・緊急時対策所 ・その他 ・地下水位低下設備 (注12)	C	・電気計装設備 (注12)	C	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	C (注12)	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物	S S S S

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Cクラス	(Ⅲ)放射線安全に 関係しない施設 等	循環水系 (Sクラスに 属さない部分) ・タービン補機冷却 系 (Sクラスに属 さない部分) ・所内ボイラ ・消火設備 ・開閉所、発電機、 変圧器 ・換気空調設備 (S クラスの換気空調 設備以外のもの) ・薬素ガス制御系 (S クラスに属さない 部分)	C	—	—	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	C	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持 する構造物	S C S C S C
		・補給水系 ・タービン建物天井 クレーン ・圧縮空気系 ・緊急時対策所 ・その他 ・地下水位低下設備 (注12)	C	・電気計装設備 (注12)	C	・機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	C ^{#11}	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・当該設備を支持 する構造物 ⁽²⁾	S S S S

■ : 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
 ○数字は表1の左端の番号に対応している
 ■ : 補正時からの変更箇所

設置変更許可	今回工事計画認可
<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) S_s：基準地震動 S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動 S_dにより定まる地震力。 S_B：Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注7) 压力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から Sクラスに準ずる。</p> <p>(注8) 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト²⁶(タービン建物～排気筒)及び排気筒をいう。</p> <p>(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。²⁷</p> <p>(注10) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はバント管を通してサブプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_sに対し破損しないことを確認する。³⁰</p> <p>(注12) Cクラスではあるが、基準地震動 S_sに対し機能維持することを確認する。</p>	<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：S_s：基準地震動 S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動 S_dにより定まる地震力。 S_B：Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：压力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から Sクラスに準ずる。²⁶</p> <p>*8：非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)及び排気筒をいう。</p> <p>*9：竜巻防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備、燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備及び建物開口部竜巻防護対策設備をいう。なお、建物開口部竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。²⁷</p> <p>*10：燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、タービン補機冷却系熱交換器、グラント蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面及び2号機西側切取斜面が含まれる。²⁸</p> <p>*11：タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、2号機放水路、3号機放水路、1号機取水管、施設護岸、防波壁（東端部）周辺斜面及び防波壁（西端部）周辺斜面が含まれる。²⁹</p> <p>*12：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*13：地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はバント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_sに対してドライウェル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管を Sクラスとして設計する。³⁰</p> <p>*14：Cクラスではあるが、基準地震動 S_sに対し機能維持することを確認する。</p>

■：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表1の左端の番号に対応している
■：補正時からの変更箇所